

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	令和2年9月25日	決裁	令和2年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 10 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	令和2年8月25日（火曜日）	開会 12 時 57 分	閉会 13 時 51 分
開 催 場 所	第二・第三委員会室		
出席委員	荒木、山本、三上、木下、渡邊、寄谷、本間、田村、 柴田、水口、議長	事務局	竹谷事務局長
欠席委員	なし		深村次長
説明員	別紙のとおり		壽崎係長
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について	議 件	別紙のとおり
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い全て報告済みとした。		
	（1）滝川ふれ愛の里地ビール製造施設に係る指定管理者の指定等について		
	（2）令和2年度建設部工事発注状況について		
	（3）滝川市公共下水道全体計画区域の縮小について		
	（4）滝川市手数料条例の一部を改正する条例について		
	（5）市営住宅東団地跡地の分譲について		
	2 第3回定例会以降の調査事項について		
	別紙調査項目のとおりとすることに決定した。		
	3 その他について		
	なし		
	4 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 荒 木 文 一 ㊤			

令和2年8月20日

滝川市議会議長 関 藤 龍 也 様

滝川市長 前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

令和2年7月20日付け滝議第64号にて通知のありました第10回経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

産業振興部長	鎌 田 清 孝
産業振興部産業振興課長	稲 井 健 二
産業振興部産業振興課長補佐	茶 木 哲 也
産業振興部産業振興課係長	土 橋 真由美
産業振興部産業振興課主査	三 並 義 紀
産業振興部産業振興課主任主事	三戸部 達
建設部長	山 崎 智 弘
建設部土木課長	尾 崎 敦
建設部土木課長補佐	辻 本 一 浩
建設部土木課長補佐	伊 吹 竜 也
建設部土木課係長	山 口 祥 弘
建設部土木課係長	出 村 辰 夫
建設部土木課主任技師	内 田 喜 大
建設部都市計画課長	加 地 幸 治
建設部都市計画課長補佐	遠 藤 友樹弘
建設部都市計画課主事	柳 谷 栞 菜
建設部建築住宅課長	田 村 拓 也
建設部建築住宅課長補佐	横 田 和 典
建設部建築住宅課長補佐	秋 山 恭 範

(総務部総務課法制文書係)

第10回 経済建設常任委員会

日 時 令和2年8月25日（火）

午後1時00分

場 所 第二・第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について（◎印は議案関連）

《産業振興部》

◎（１）滝川ふれ愛の里地ビール製造施設に係る指定管理者の指定等（資料）産業振興課
について

《建設部》

（２）令和2年度建設部工事発注状況について

（資料）土木課

（３）滝川市公共下水道全体計画区域の縮小について

（資料）土木課

◎（４）滝川市手数料条例の一部を改正する条例について

（資料）建築住宅課

（５）市営住宅東団地跡地の分譲について

（資料）建築住宅課

2 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第10回 経済建設常任委員会

R2.8.25 (火)13:00～

第二・第三委員会室

開 会 12:57

委員長 ただいまより第10回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、委員全員出席です。傍聴は、山口議員、佐々木議員、安樂議員、東元議員となっております。それから報道関係ですが、株式会社北海道新聞社が資料を午前中に持っていきっておりますので、はっきりはしませんが、一応傍聴の許可をしております。

1 所管からの報告事項について

委員長 まず、1、所管からの報告事項についてですが、◎については議案関連となっておりますので、ご留意を願います。

まず最初に、産業振興部、(1)、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設に係る指定管理者の指定等について説明を求めます。

(1) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設に係る指定管理者の指定等について

三並主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なしということで、(1)については報告済みといたします。

それでは、建設部から(2)、令和2年度建設部工事発注状況について説明を求めます。

(2) 令和2年度建設部工事発注状況について

出村係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下 コロナの影響で延期になったとか、状況はどのようになっておりますでしょうか。

出村係長 今のところ、特にコロナの影響はありません。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なしということですので、(2)につきましては報告済みといたします。

続きまして、(3)、滝川市公共下水道全体計画区域の縮小について説明を求めます。

(3) 滝川市公共下水道全体計画区域の縮小について

内田主任技師 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

三 上 おおよそで結構なのですけれども、全体計画区域を縮小することによって毎年の経費がどれだけ削減になっていくと予想しているのか伺います。

山口係長 今回縮小する区域は整備をしていない区域ですので、事業費の縮小ということは考えておりません。

三 上 それでは、当初は緑の部分についても計画する予定だったのですね。これをし

山口係長 ないことになったと、縮小するのだということで、どれだけの削減効果として見込めるのかなということを伺います。

柴 田 要するに新たに整備しようと考えていた地区であって、その事業費等を精査して出しているものではありません。あくまでも今回の縮小に関しましては、今整備している地区と全体計画区域を同じ面積にしたいというものでありますので、その整備効果だとか縮小という事業費のものではありません。ですので、細かい費用というのはなかなか答えることができないのが現状です。

山口係長 そもそも論で申し訳ないのですが、結果的にこの外す区域というのは開発をしていないということですよ。要するに合併処理浄化槽を設置する要請があればということでこれまで平成9年度以降は取り扱ってきたと。今後も同様の取扱いをするわけですよ。今の三上委員の質疑に関連するかもしれないですけども、要するにそれをわざわざ今削ることによって何らかの効果を見込んでいるというわけではないのですか。ただ、計画上この部分を外すということで理解を正しいのか。要するに個別排水処理施設整備事業でこれまでやってきたわけですよ、この区域の中は。今後それもやめますというのであれば、それはそれで何か理解できるのですけれども、それはそのまんまやるのですけれどもという説明なので、なぜ今この縮小が必要なのかというところが十分理解できないのですけれども、そこを説明いただきたいと思います。

柴 田 この全体計画に伴って、当市で加入しています石狩川流域下水道の構成市町村として下水を排出しているところであります。この全体計画区域を減らすことによりまして、従来の改築更新費用、要するに流域下水道、北海道でやっているのですけれども、その改築更新費用が削減される効果が見込めるということで今回縮小に至っています。この令和3年度に事業計画が変更ということになっていまして、ほかの構成市町村さんにつきましても縮小する方向で今話が進んでおります。先ほど柴田委員のご質問にありました期待される効果としましては、改築更新費用が過大にならないということで計画を縮小したいということで考えております。

山口係長 そういう説明があって初めて納得できるのですけれども、それではまた三上委員の質疑に戻るのですが、ここを外すことによる効果は流域下水道の施設整備の部分に後年度の負担が縮小していくと、ほかの自治体もそうやることによって負担が縮小していくと。ということは、滝川市においてはおおむねどの程度の効果が上がるのかというのは試算されているのでしょうか。

委員 長 その費用対効果としましては、流域下水道の全構成市町村の計画がまとまった時点でどういうふうになるかということが分かってきますので、現時点では、合併浄化槽だとか、そういうのに整備するということに関しては費用のほうは減という効果はなかなか見込めませんが、今縮小しておかなければ今後の改築更新費用につきましては過大な施設更新費がかかるということだけしか今のところお答えはできません。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

委員 長 (なしの声あり)

委員 長 なしということで、(3)については報告済みといたします。

委員 長 続いて、(4)、滝川市手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

委員 長 (4) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について

秋山課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

議案関連ですが、質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なしということで、(4)については報告済みといたします。

続いて、(5)、市営住宅東団地跡地の分譲について説明を求めます。

(5) 市営住宅東団地跡地の分譲について

横田課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

田 村 この単価は路線価によって決めたということですが、この近傍の評価額等の差、あるいは購入した方の条件に、例えば3年以内に建てないと駄目だとか5年以内だとかの建築期限等の決めがあるかどうかを確認します。

横田課長補佐 購入後の建設条件、例えば3年以内とか5年以内に建設しなければいけないという条件は設けておりません。あと評価額の差ということですが、ご説明したとおり路線価を基に価格を決定しておりますので、それに対して特段特別な査定をした価格ではございません。

田 村 建築期限がないということであれば、買ったけれども、事情によって建てられないから転売するということも認めるということですか。

横田課長補佐 基本的には、転売目的で土地を販売するという考えではございません。応募条件にも書いてあるとおり、建築期限は設けておりませんが、戸建ての住宅を建設するという意思のある方に対して販売を考えていて、結果やむを得ない事情でというふうになった場合については、それはもう契約後のことになりますので、こちらのほうで何かできる状態ではないと考えております。

田 村 これ言っているのは、契約後云々というより、契約条項にそういうものを入れるのか入れないかなのです。もし入れないとしたら、転売が可能になります。この辺の縛りをするのかしないのか、それはやっぱりはっきりしておいたほうがいいと思うのと、近傍との評価額というのは果たして妥当なのかという問題。高い安いはいろいろあるかもしれないけれども、それが適正価格として、あの東町近辺の単価がそうになっていった場合に地主がどういうふうに思うかということもある。だから、この価格決定にはもっとちゃんとした根拠を示さないと駄目だと思うのですがどうでしょうか。

横田課長補佐 契約条項に明記しないと転売も可能になるというようなご指摘がございましたので、本日の委員会では大まかな販売の計画をご説明させていただきまして、契約書については十分それらも検討しながら作成していきたいというふうに思っています。

委員長 もう一つありましたよね。近隣の評価額とのことについて、再度質疑されているのですけれども。

横田課長補佐 近隣の評価額についても、国や北海道からこの辺であれば、滝川市内で各地点、ある程度価格が出ているのですが、それと比較しても特別安い高いというような設定にはなっておりません。

田 村 契約書はいつ頃完成し、完成したその契約書はこの経済建設常任委員会にいつ頃出されるのですか。それとも出す気はないのですか。

横田課長補佐 10月1日から販売を開始いたしますので、それまでにはきちっと煮詰めて契約

書は作りますが、その内容について経済建設常任委員会で報告する予定はございません。

田 村 これは、大事なことなので、経済建設常任委員会にはぜひ報告していただきたいし、その報告の前に契約書が妥当かどうか、あるいは変えるところは変えたほうが良いというようなことが出てくると思うのです。今まで市でやってきた契約書の中でそういう大事な項目を入れていなかったばかりにいろいろな問題が起きてきているのです。ですから、この契約書はぜひ経済建設常任委員会でもんでいただきたいと思います。その気はありませんか。

委員長 今おっしゃった田村委員の趣旨はよく分かりますので、建設部と私で協議させていただいて決めさせていただくということによろしいですか。趣旨は分かりましたので。

(何事か言う声あり)

委員長 要するにおっしゃっていることはよく分かりますので、今日即答は避けさせていただいて、調整の時間をいただけますか。

(「はい」と言う声あり)

委員長 田村委員、よろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

委員長 ほかに質疑ございますか。

柴 田 多分政策だと思うのです。建設部としての政策を今発表されていると思うのですけれども、この狙いがどこにあるのかというのがいまいち私理解できていないのです。例えば子育て世帯への支援を中心にやっていきたいということが第一義的にあるのか、いやいや単純に市営住宅の取壊し、後の土地を区画を切って販売する、その収益をしっかりと獲得していく、あるいは固定資産税の収入を確保していくという、そういう側面を重視しているのかというのが実はよく分からないのです。私は当初、多分これは本当に子育て支援のためにも、先ほど説明したときの3のその他でおっしゃっていたように旧来の住宅を活用して子育て支援をしていきたいという計画もあったというふうにこれまでは説明されていたので、私としては多分もっともっと子育て世帯への支援策として安い区画にして分譲していくということを狙いとしているのかと思っていたら、実はこれ5パーセントあるいは3パーセントなのです。これ、私おかしいと思う。やっぱり10パーセントだとか、あるいはそれ以上の価格を下げて子育て世帯にしっかりと自分の住宅を持ていただく、それがひいては今後固定資産税等々について跳ね返ってくるわけだし、あるいはまた今後検討されるのかもしれないけれども、この施策に合わせて固定資産税等の軽減策も併せて出していくんだとか、これは多分前田市長にとっても目玉の施策になり得る政策的なものだと私思っていたので、今見てみてがっかり感が非常に強いのです。そこら辺の押し出しの仕方をもうちょっと変えて、余り10月にこだわらないでやっていくというのはできないのでしょうか。

横田課長補佐 今柴田委員がおっしゃったように、これは住宅政策として今回市の目玉としてやっている事業というご認識でいただきたいと思います。狙いにつきましては、今お話があったように子育て世帯への支援、ひいては移住、定住の促進というようなことを狙いとして掲げております。価格についてはいろいろご意見はあると思いますが、先ほどの田村委員への答弁とも少し重複するのかもしれませんが、近隣の価格を余り壊すようなことはできないというようなことも

ありまして、ただそれでも子育て、または地域の産業の活性化というものを掲げた上で5パーセント、また3パーセントという価格、値引き設定をさせていただいています。10月以降にということでしたが、実はここについてはもう解体もほぼ完了して、市民の方々からもかなり注目があって問い合わせが何件か来ております。いつからなのですかとかということもございまして、今年についてはコロナの関係もありますし、これから住宅を建設しようとする方に早く良好な土地を販売したいという気持ちもございしますので、予定どおり10月から販売を開始させていただければなというふうに思います。

柴 田

滝川市内での近隣との価格の問題というのは確かにあるのかもしれないのですが、やっぱりそれ以上に近隣自治体の政策の動きというのが非常に大きな動きでありまして、特に子育て世帯への支援体制が非常に充実している近隣の自治体がかかなり出てきていると。そんな中で本当に今回のこの提案が競争力のある、そういったところとの競争力のある提案なのかと考えたときに、もう一步踏み込んだ子育て世代に対する支援策がないと、私は確かにほかの地価との均衡を崩すという面はあるかもしれないけれども、あえてやはり今回この優良な土地を分譲するのであれば、そこら辺もうちょっと考えた上で出したほうが私はいいと思うのですが、もう一度お尋ねしておきます。

委 員 長

多分同じ答弁になると思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

横田課長補佐

申し訳ございません。この割引価格、特別価格については、確かに3パーセント、5パーセント、高い安いという様々なご意見あるとは思いますが、先ほどもご説明したとおり地価の問題、または政策として力を入れているといいながらも、ではどこまでやろうか、全体の事業費だとかも考えながらのことでございますので、この価格の中で10月以降販売させていただきたいというふうに考えております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

三 上

移住、定住の政策分が入っているという話なのですね。それで、これ仮に全部販売完了となった場合と今までの経費を差引いた分でどれだけ利益として残るのですか。

横田課長補佐

まず、試算しているものとしては、今言われた販売における売却益です。これについては恐らく滝川市内全域が少しずつ地価が下がっていますので、これ全部が何年で売れるかということでもかなり大きく変わってくるのかなと思うのですが、掲載した価格の中で全部売れた分を歳入として考えております。そのほか、この事業の全体という意味では、既存の建物を壊した分については一部交付金が該当していますのでそれも歳入の一部として考えております。そのほか、歳出としては建物を壊す分、または道路や水道、下水道等のライフラインを一部整備しなければいけない部分等々がございまして。それに係る工事または設計なども含めて、それが歳出の全体というふうに考えておりますが、具体的に今手元に幾らという資料は持ってきていないのですが、この歳入歳出を差し引いたときに、わずかながらなのですが、歳入があるというふうに、1,000万円程度だったと思うのですが、全体の中で赤字にというか、歳出が上回らない計画、これは先ほどご質疑のあった割引価格、3パーセントとか5パーセント、仮に5パーセントの割引で全てが販売したとしても、わずかながら歳入のほうが上回るという計画で事業を組み立てております。

三 上 1,000万円ぐらいということなので、もっとあるのかなと私は正直思ったのですが、もしその利益を出すのであれば、やはり今滝川から新十津川に家を建てて移っていく方が結構いらっしゃると聞いております。ですから、そういう対策、あるいは移住、こちらに来て土地が安い、建物はハウスメーカーの問題でしょうから、土地は安く買えるというような政策を打つべきなのだろうなと思うのですけれども、そうはできなかったのですね、この1,000万円では。

横田課長補佐 1,000万円というのは具体的な数字、これがすごく利益を目的として立てている事業ではなくて、事業を行うという意味で、この事業が大きく財政を圧迫しないかという意味で試算したもので、今回の事業で余り利益をとというふうには考えておりませんし、今回計算した結果、多くの利益が出ないということもございましたので、これらの価格ということで設定をさせていただいています。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 なしということですので、(5)につきましては報告済みといたします。

(1) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設に係る指定管理者の指定等について(補足説明)

ここで建設部の皆さんは退室をいただいて結構ですが、産業振興部で先ほどご説明いただいた部分に若干補足というか不備があったということなので、再度説明を求めたいというふうに思います。

鎌田部長 すみません。今ほど委員長からも説明していただきましたけれども、産業振興部所管からの報告事項につきまして、およそ半分ほど説明が終わった時点で私のほうで勘違いをいたしまして、説明を切ってしまったような流れになってございます。大変申し訳ございませんけれども、改めて説明の機会をいただきたくお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

三並主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

議案関連です。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 なしということですので、報告済みといたします。

委 員 長 その他のところか迷うところなのですけれども、先ほど田村委員からの関係について、確かに議決事項ではないのですが、市の土地ですから土地を売却して利用するという話ですのでこれは市民の財産です。したがって、所管のほうと調整をして、この案件について先ほどの趣旨で再度ご説明をいただく場を議会中のどこかで委員会を開くということになるかもしれませんし、ちょっと時間をいただいて精査をしたいというふうに思います。よろしいですか。

田 村 議会中ということになると、これがはっきりしないとこれに対して一般質問するかもしれません。一事不再議にはならないでしょう、何も結論出ていないのだから。そうしたら、これがその前に分かってくればそれで納得できるかもしれないけれども、出ないとしたら一般質問を出します。

委 員 長 恐らく契約書の関係なので、この二、三日中で整理つくかどうかというのかなり……

田 村 もうできているのではないですか。

委 員 長 それは分かりません。そのことも含めてなのですけれども、当然市役所組織内の手続があると思いますので、議会前に可能かどうか所管と調整をさせていた

だいたいで、もし一般質問に上げるとなれば、それはそれで仕方ないのかなという気はしないでもないのですけれども。

田 村
委 員 長

その前に出てくれば。

ですから、要するに彼らの準備というか、庁内手続的なもので間に合うのかどうかというのがありますから、取りあえずすぐ確認をしますので、ここではそれ以上申し上げられません。よろしいですか。

田 村

わかりました。

2 第3回定例会以降の調査事項について

委 員 長

それでは、2、第3回定例会以降の調査事項について、別紙資料のとおりでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3 その他について

委 員 長

3、その他について委員の皆様から何かございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委 員 長

4、次回委員会の日程について、先ほどのことも含めて正副委員長にご一任をいただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、以上をもちまして第10回経済建設常任委員会を終了いたします。

閉 会 13:51